

令和2年度草津市障害福祉の取り組みについて

1 草津市障害者グループホーム整備の補助金事業

障害者の生活施設の整備を促進し、障害者の福祉の増進を図るため、グループホームの施設整備に対して補助金の交付を行い、グループホームを整備いただきました。

【施設概要】

- | | |
|-------|------------------------------|
| ① 整備地 | 草津市長束町265番地（敷地面積 1,407.84㎡） |
| 延床面積 | 561㎡（鉄骨造 2階建 2棟） |
| 利用定員 | 22人 |
| 開所 | 令和3年4月1日 |
| ② 整備地 | 草津市山寺町1147番地（敷地面積 1,289.18㎡） |
| 延床面積 | 315.09㎡（鉄骨造 2階建） |
| 利用定員 | 7人 |
| 開所 | 令和3年5月6日 |

2 基幹相談支援コーディネーター配置事業

基幹相談支援コーディネーターを1名配置し、各相談支援事業所における困難事例等について専門的な見地からの指導・助言を行うことにより、計画相談に携わる相談支援専門員の育成および負担軽減を図り、地域の相談支援体制の強化に努めました。

3 地域生活支援拠点等の整備事業

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）整備、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するべく検討を行いました。令和5年度の体制整備に向けて引き続き検討を重ねます。

4 第6期草津市障害福祉計画および第2期草津市障害児福祉計画について

第5期草津市障害福祉計画および第1期草津市障害児福祉計画が、令和2年度までの計画であったため、新たに障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を検討し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定を行いました。

5 草津市における障害者虐待防止法に基づく対応状況について

障害者虐待に関する相談に応じるとともに虐待を受けた障害者の保護および自立支援、養護者に対する支援等を行いました。

また、障害者虐待の防止や、虐待の早期発見や養護者への支援をより進めていけるように、草津市障害者虐待対応マニュアルを作成しました。

- (1) 相談人数 12人
※ 知的障害者 7人、身体障害者 1人、精神障害者 4人
- (2) 障害者虐待があると判断した人数 6人

6 草津市の計画相談支援・障害児相談支援について

平成30年度から各相談支援事業所の体制強化を目的に、草津市指定特定相談支援体制強化費補助金を交付していましたが、事業所がより利用しやすい制度にすべく、令和2年度に交付要件を緩和しました。その結果、補助金額および交付件数が増加し、各相談支援事業所の体制強化を図ることができました。

また、障害者（児）相談支援に対する需要は年々増加しており、令和2年度のサービス等利用計画の作成数は以下の通りとなりました。増加する需要に対応するため、相談支援事業への参入促進に努め、令和2年度は新たに3事業所の指定を行いました。

(1) 特定相談支援等強化費補助金交付実績

- ・【指定特定相談支援事業所】 合計2,773,000円（7事業所）
（参考：令和元年度実績） 合計 792,000円（3事業所）
- ・【障害児相談支援事業所】 合計3,969,000円（2事業所）
（※障害児相談支援に対する補助金交付は令和2年度から制度化）

(2) 障害福祉サービス利用者数960名（令和3年3月末時点）

- ・計画作成済 960名（うち、セルフ114名）（計画作成率 100%）

(3) 障害児通所支援サービス利用者数478名（令和3年3月末時点）

- ・計画作成済 478名（うち、セルフ178名）（計画作成率 100%）

(4) 相談支援事業所数

13事業所

	事業所名	指定の種類	指定日
1	ほっとココ	特定相談支援・障害児相談支援	H29.4.1
2	栄寛相談支援事業所	特定相談支援・障害児相談支援	H24.4.1
3	ディフェンス	指定相談支援	H24.4.1
4	相談支援事業所 大地	特定相談支援	H26.11.1
5	草津市発達支援センター	特定相談支援・障害児相談支援	H27.3.1
6	相談支援事業所 歩歩	特定相談支援・障害児相談支援	H27.4.1
7	指定特定相談支援事業所 わかたけ	特定相談支援	H28.4.1
8	クロスロード	特定相談支援・障害児相談支援	H30.3.1
9	おひさまはうす	特定相談支援・障害児相談支援	H30.4.1
10	こころね	特定相談支援・障害児相談支援	R1.7.1
11	相談支援事業所 アザレア	特定相談支援	R2.5.1
12	相談支援事業所 スマイル空	特定相談支援・障害児相談支援	R2.6.1
13	ケアプランセンター 向日葵	特定相談支援・障害児相談支援	R3.1.1

7. 障害者差別解消法に基づく取組みについて

令和元年10月1日に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全部施行されたことに伴い、職員研修の実施などを通じてその周知に努めました。

- (1) 聴覚障害者へ災害時のコミュニケーションのあり方を考えるためのアンケート調査を実施しました。また、調査結果をもとに関西大学近藤准教授と動画作成に向け準備を行いました。
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する草津市職員対応要領」に基づき、新規採用職員研修を実施しました。